

吉備中央町学校跡地活用基本方針

令和6年1月

吉備中央町

目 次

1. 基本方針策定の目的.....	1
2. 本方針の位置づけ.....	1
3. 閉校施設の概要.....	2
4. 閉校施設位置図.....	3
5. 跡地活用の基本的な考え方.....	4
6. 基本方針策定に関連する計画等（抜粋）.....	6
7. 別図.....	8

1. 基本方針策定の目的

全国的な少子高齢化の進行とともに人口減少が進む中、本町では学校規模の適正化を図るため、令和3年12月に小学校9校を3校に再編する「吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画」を策定しました。この基本計画に基づき、令和7年3月31日をもって津賀小学校、御北小学校、上竹荘小学校、下竹荘小学校、吉川小学校、大和小学校の6校が閉校となります。

一方、本町の財政状況は、少子高齢化と人口減少などに伴う税収の減少と社会保障費の増大等が見込まれ、これまで以上に厳しくなることが想定されます。また、令和5年3月に改訂した「吉備中央町公共施設等総合管理計画」が示すとおり、本町の人口1人当たりの公共施設の延床面積は約11㎡で、全国平均の3.42㎡と比べると、かなり多い状況にあります（別図参照）。

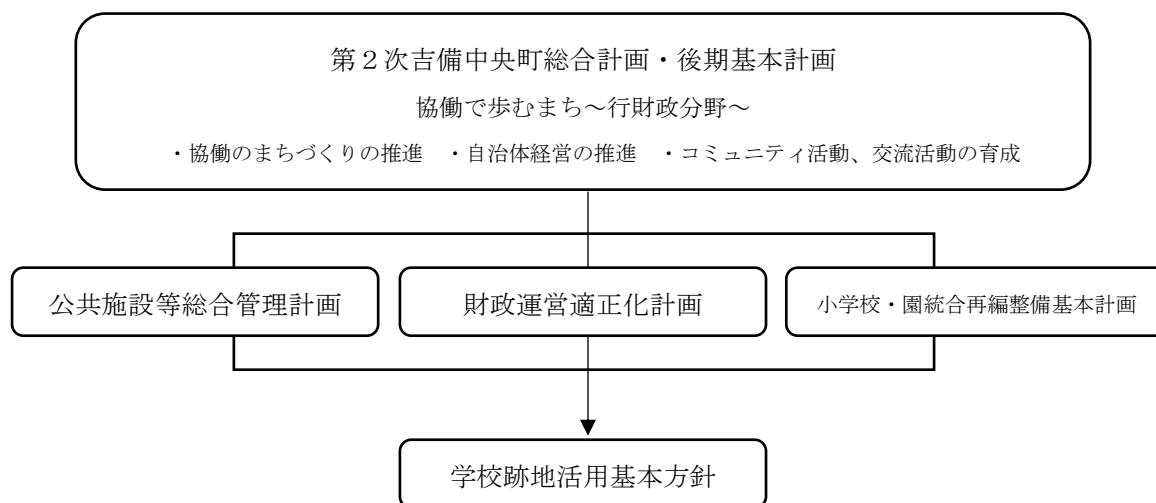
そのため、閉校となっても施設の維持管理には費用を要すことから、資産の有効活用・運用を図っていく必要があります。

そこで、本方針を定め、今後の跡地活用について、地域のニーズと市場の動向を捉えながら、持続可能な活用に資することを目的とします。

2. 本方針の位置づけ

本方針は、閉校となる小学校の利活用に関する事項の協議・検討を進め、基本的な指針として定めるものです。

本方針は、「第2次吉備中央町総合計画・後期基本計画」に基づき、「吉備中央町公共施設等総合管理計画」、「吉備中央町財政運営適正化計画」及び「吉備中央町立小学校園統合再編整備基本計画」の下に位置づけ、その他の計画等と整合性を図りながら跡地活用を進めることとします。

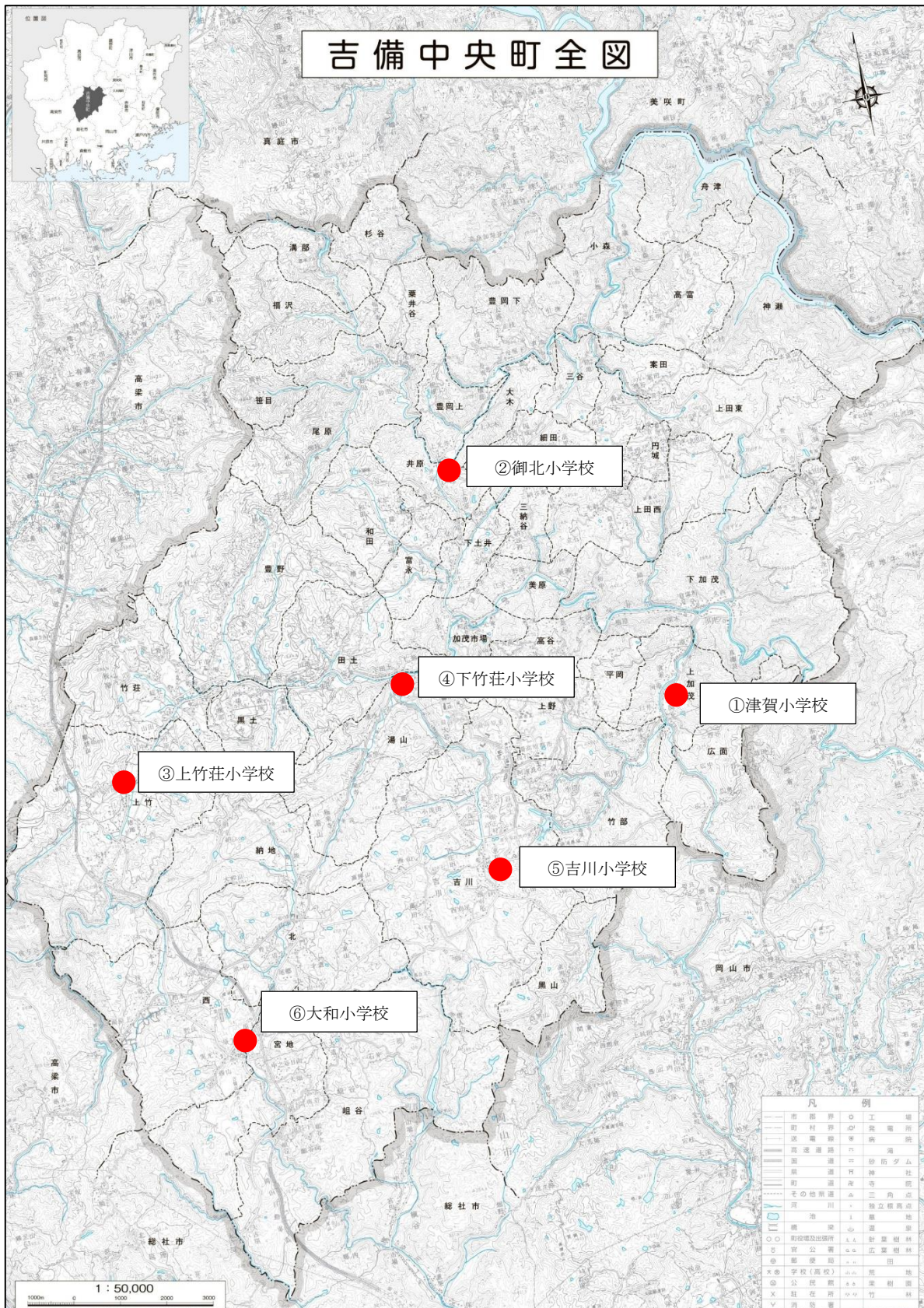


3. 閉校施設の概要

閉校施設（小学校）一覧

学校		① 津賀	② 御北	③ 上竹荘	④ 下竹荘	⑤ 吉川	⑥ 大和
項目	敷地面積	12,691 m ²	11,354 m ²	9,388 m ²	13,431 m ²	16,456 m ²	10,057 m ²
校舎	建築年月	H4.5	H1.3	S56.3	H1.1	H2.3	H16.3
	構造	RC	RC	RC	RC	RC	RC
	延床面積	2,789 m ²	2,545 m ²	1,814 m ²	1,808 m ²	1,812 m ²	2,306 m ²
	階数	2	2	3	2	2	2
	耐震	補強不要	補強不要	H25 補強済	補強不要	補強不要	補強不要
体育館	建築年月	H3.3	H15.12	S55.3	H1.11	S51.3	H20.3
	構造	RC	RC	S	RC	S	SRC
	延床面積	822 m ²	1,017 m ²	615 m ²	683 m ²	1,069 m ²	819 m ²
	階数	2	2	2	2	2	2
	耐震	補強不要	補強不要	H25 補強済	補強不要	H22 補強済	補強不要
維持管理費(令和4年度実績)	電気	2,387 千円	2,470 千円	1,406 千円	1,271 千円	1,032 千円	2,388 千円
	上下水道	921 千円	866 千円	303 千円	274 千円	701 千円	397 千円
	ガス	1,097 千円	994 千円	101 千円	148 千円	167 千円	322 千円
	浄化槽	62 千円	62 千円	85 千円	118 千円	93 千円	193 千円
	電気工作物	187 千円	188 千円	154 千円	154 千円	154 千円	207 千円
	消防設備	49 千円	55 千円	46 千円	43 千円	41 千円	56 千円
	合計	4,703 千円	4,635 千円	2,095 千円	2,008 千円	2,188 千円	3,563 千円

4. 閉校施設位置図



5. 跡地活用の基本的な考え方

「第2次吉備中央町総合計画・後期基本計画」、「吉備中央町公共施設等総合管理計画」、「吉備中央町財政運営適正化計画」、「吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画」を踏まえ、跡地活用の基本的な考え方を次のとおり示します。

(1) 地域住民のニーズ反映

- ・跡地活用には地域住民のニーズを優先的に反映させます。
- ・地域住民のニーズの集約にあたっては、地元自治会や公民館、現に施設を使用しているクラブ団体やPTA等からヒアリングを行います。

(2) 民間活力の活用

- ・公共施設の量と配置の最適化の観点から、公共施設として活用する場合を除き、効率的かつ効果的な施設運営となるよう、民間事業者・団体等への貸し付けや売払いによる活用を目指します。
- ・施設の老朽化が原因として民間事業者等への貸し付けや売払いが進展しない場合は、解体条件を付して民間事業者等への提供による活用を目指します。
- ・民間事業者等の活力や運営ノウハウ等により、持続的かつ実現可能な利活用を推進することで、資産の有効活用・運用に取り組むとともに、民間事業者等の自主運営により町財政負担の軽減を図ります。

(3) 民間事業者等の選定方法

- ・民間事業者等の選定にあたっては、公平性・透明性の観点から公募型プロポーザル方式を基本とし、金額及び事業内容の両面で幅広く提案を募ることとします。
- ・民間事業者等の事業内容の評価は、地域住民のニーズに合致していること及び総合計画をはじめとする町の重要施策の方向に沿った提案を優先します。

(4) 災害発生時における避難場所利用への配慮

- ・令和7年3月31日現在、町指定緊急避難場所又は町指定避難所（以下「避難場所」という。）に指定されている学校（以下「指定避難校」という。）を民間事業者等により利活用する場合、災害発生時における避難場所として、体育館やグラウンドを利用できるよう配慮することを条件とします。
- ・民間事業者等による指定避難校の利活用が決定した後、指定避難校の一部又は全部を避難場所として利用できなくなる場合は、町と事前に協議するものとします。

(5) 暫定的な施設の使用

- ・利活用が決定するまでの間は、必要最小限の経費によって施設を維持管理することを基本とします。ただし、地域コミュニティ活動を行う上で利用の希望があれば、通常の維持管理上で支障がない範囲内での施設使用を限定的に認めるものとします。

6. 基本方針策定に関連する計画等（抜粋）

○第2次吉備中央町総合計画・後期基本計画（令和3年3月策定）

基本構想6. 施策の大綱

（4）基本目標4. 協働で歩むまち～行財政分野

【施策】4-5 自治体経営の推進

限られた財源を効率的に活用するため、緊急度、優先度による事業の選択と重点化を推進し、PDCAサイクルによる事業の見直しや改革を進めるための体制づくりを進めます。

また、町の組織・機構については、常に効果的・効率的であることを検証しながら人材育成に努め、行政サービスの向上を図ります。

さらに、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、事業効果と事業効率の向上に取り組むとともに広域行政の推進を図ります。

社会資本の維持管理・更新については、公共施設等総合管理計画により、後のコストを低減していく適切な対応に努めます。

後期基本計画 重点プロジェクト3 安心して暮らせる環境をつくる

基本目標4. 協働で歩むまち

施策4-5 自治体経営の推進

主要な施策（2）健全な財政運営の推進

③計画的・効率的な施設等の管理

○公共施設等総合管理計画による総合的な管理方針に基づき、「個別施設計画」で全ての施設（行政財産）の今後の在り方をまとめます。

○施設の長寿命化や遊休施設、活用されていない財産の売却処分を進めるなど財産のスリム化を図ります。

○吉備中央町公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3-4-1 基本的な考え

① 量の最適化：所有する公共施設の量と配置の最適化を図ります。

縮小対象施設の選定は、住民のニーズや住民の施設利用度、耐震工事を含んだ安全性等を総合的に検討し、基本的には総量縮小の方向で進めますが、単純に人口の減少率に連動した縮小率で数値目標を定めないう留意します。

また、縮小方法については、単なる廃止だけでなく、「吉備中央町個別施設計画」に基づいて複合化、集約化、用途変更等の様々な検討を行い、総施設数だけでなく棟数や延べ床面積の縮小にも留意します。

○吉備中央町財政運営適正化計画（令和4年12月策定）

2 財政運営適正化計画の概要

財産管理の適正化と財産運用収入の確保（売却可能資産の処分）

未利用・低利用の不用財産は積極的に売却を進めることとしている。用途廃止となった施設については、安全面も考慮して必要に応じて解体し、その敷地の有効活用や貸付・売却処分を進める。

○吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画（令和3年12月策定）

(2) 統合再編の整備内容

(小学校)

小学校については、現在の円城小学校、吉備高原小学校及び豊野小学校の位置へ設置し、3校とします。

統合整備に向けた各種会議スケジュール

年度	令和3年度			令和4年度												令和5年度												令和6年度												令和7年度	備考
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
可議会	■議会（基本計画の議決）			■議会（関連新年度予算議決）												■議会（こども園設置関連条例等議決）												■議会（小学校設置関連条例等議決）													
推進委員会	■議会（関連新年度予算議決）			■議会（関連新年度予算議決）												■議会（関連新年度予算議決）												■議会（関連新年度予算議決）													
小学校・園統合再編準備委員会		委員選任	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回																														校名選定 校歌・校旗・校章・制服 学校運営・教育計画 通学方法 PTA組織運営等	
教育計画部会		委員選任	部会	検討																																			新入学・年間行事授業計画 アフタースクール取入れ計画 PTA会費等徴収・生徒会規約・学級編成など		
施設整備計画部会		委員選任	部会	検討					完了																													必要施設の点検・必要備品の確認及び導入整備計画策定			
通学対策部会		委員選任	部会	検討																																		スクールバス配車表作成			
校名・校歌等検討部会		委員選任	部会	検討																																		校名・校歌・校旗・校章等の作成 PTA組織の役員構成等の決定など			
校舎増改築				設計委託																																		こども園、小学校の増改築			
校舎等跡地利用調整			利用調整	検討																																					
全般的事項																																						通学対策や制服等の保護者説明会 新小学校・新組織（PTA等）への移行準備 備品整備及び移転 開校式 開校式 開校式 開校式			

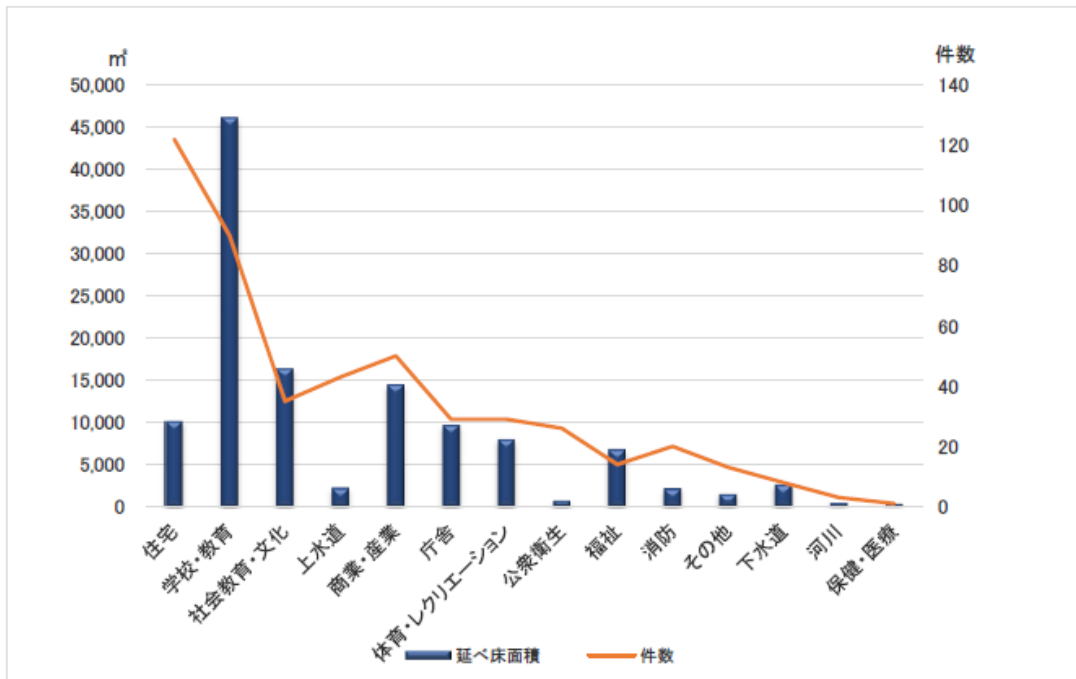
※ 状況により、進捗計画に変更が生じる場合があります。

7. 別図

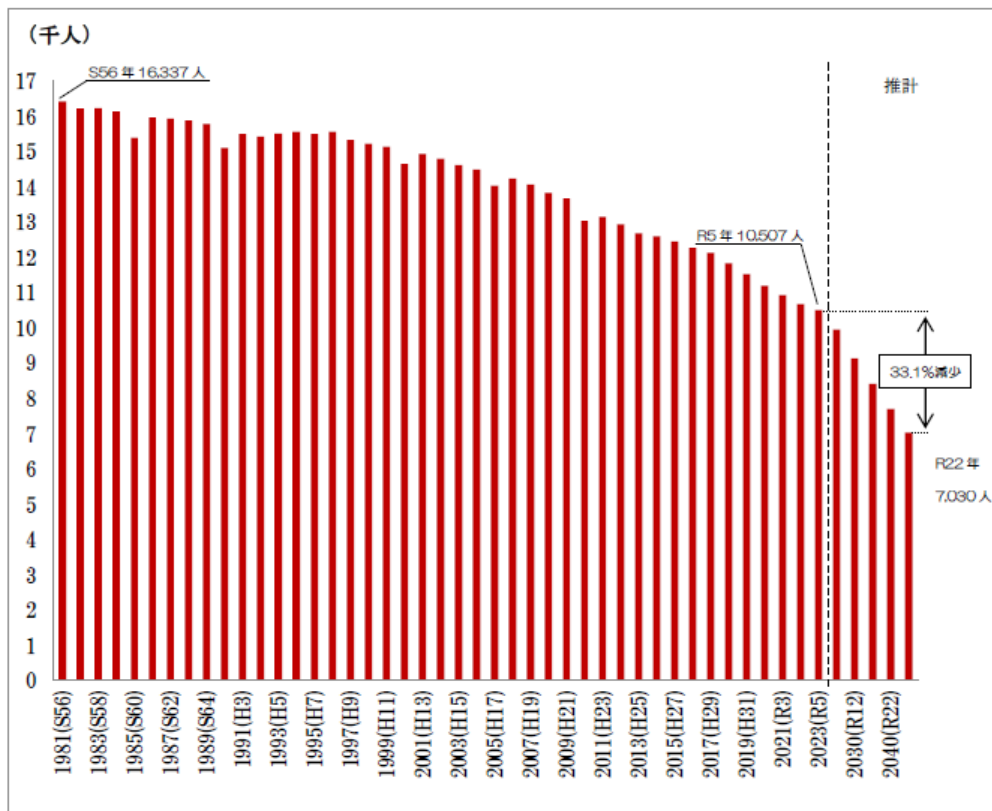
○公共施設（町公共施設等総合管理計画より）

用途区分	主な建物	施設数	棟数	当初建設費 (百万円)	延べ床面積
住宅	町営・町有住宅	18	156	2,098	10,132.95㎡
学校・教育	小中学校・幼稚園	21	90	8,470	46,130.17㎡
社会教育・文化	公民館・集会施設	31	35	4,587	16,369.89㎡
上水道	浄水場	6	53	2,538	3,079.14㎡
商業・産業	道の駅・堆肥製造施設	24	50	1,407	14,485.59㎡
庁舎	庁舎・支所	12	29	2,921	9,667.42㎡
体育・レクリエーション	スポーツ施設 森林公園	10	29	1,937	7,961.26㎡
公衆衛生	公衆トイレ・火葬場	24	26	215	654.19㎡
福祉	福祉センター・保育園	8	14	1,453	6,777.52㎡
消防	消防機庫	17	20	285	1464.95㎡
下水道	下水処理場	4	8	1,867	2,577.00㎡
河川	ダム揚水機場	2	9	100	550.90㎡
保健・医療	診療所	1	1	60	257.00㎡
その他	倉庫等	7	13	702	2,142.06㎡
合 計		185	533	28,640	122,250.04㎡

○施設類型別延床面積及び件数（町公共施設等総合管理計画より）



○総人口推移（町公共施設等総合管理計画より）



（昭和 55 年から平成 25 年は 3 月 31 日、平成 26 年から令和 5 年は 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口。ただし、昭和 60・平成 2・7・12・17・22・27・令和 2 年は国勢調査、令和 6 年以降は「日本の地域別将来推計人口」平成 30 年推計 国立社会保障・人口問題研究所データ使用。）